

世界遺産の森林生態系保全対策事業
「小笠原諸島」における森林生態系保全のための技術開発検討会 設置要綱

(目的)

第1条 世界自然遺産に登録された小笠原諸島における森林生態系保全のための技術開発に必要な事項を検討するため、学識経験者等による検討会を設置する。

なお、検討会については、森林生態系保全のための技術開発とその成果の活用等に関する助言を受けるため、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会のワーキンググループに位置づける。

(検討事項)

第2条 検討会は、固有動植物や生態系に与える悪影響を低減するとの原則に従いつつ、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 外来植物の侵略性評価手法に関する事項
- (2) 在来樹木の生育条件等の把握に関する事項
- (3) 駆除地、植栽地等のモニタリング、管理に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、事務局から依頼された学識経験者、関係機関、関係団体で構成する。

(運営)

第4条 検討会は座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、検討会の承諾を得て、委員の中から座長代理（副座長）を指名することができる。
- 4 座長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 5 検討会は、希少種の生育・生息位置情報を含む事項を協議するため、原則として非公開とするが、早急に普及・啓発が必要な事項については、公開が不適切な資料を除き、座長の判断で公開にできる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は本事業の実施主体とし、林野庁森林利用課が補助を行う。

(設置期間)

第6条 検討会の設置は本事業が終了する令和9（2027）年度末までとする。

(その他)

第7条 本要綱に定めのない事項で、検討会の運営に必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。